

[理容所 施設基準]

1 常に清潔に保つこと。 2 消毒設備を設けること。 3 採光、照明及び換気を充分にすること。 4 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置	理容師法 第12条	
5 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリューム又は板等 <b>不浸透性材料</b> を使用すること。 6 洗場は、流水装置とすること。 7 ふた付きの <b>汚物箱</b> 及び <b>毛髪箱</b> を備えること。 8 理容師が理容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とすること。 9 理容所内の空気1リットル中の炭酸ガスの量を5cm <sup>3</sup> 以下に保つこと。	省令 第26,27条	法12条1号  法12条3号
10 理容所は、区画を設け、居室と区別すること。 11 作業室(待合場所を除く。次号において同じ。)の面積は <b>6m<sup>2</sup></b> 以上とすること。 12 作業室に置くことができる理容用いすの数は、作業室の床面積が <b>6m<sup>2</sup>の場合は1脚まで</b> 可能。更にいすを増加させる場合は、 <b>1脚につき4m<sup>2</sup></b> を加えた作業室が必要。 13 作業室(待合場所を除く。)に <b>流水式の洗髪設備</b> を設けること。ただし、頭髪に係る施術を行わない場合その他の知事が公衆衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。 14 皮ふに接する布片及び器具は、 <b>消毒済み</b> のものと <b>使用済み</b> のものとを区別して収納する適当な容器を備えること。 15 自動車に設備を設けて業を行う理容所にあつては、使用する水の量に応じた給水タンク及び汚水の貯留タンクを備えること。	市条例 第5条	法12条4号

理容所(例)

